

第 17 回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成 28 年 4 月 28 日（木）午後 4 時から午後 5 時

2 開催場所 出雲崎町役場 議員控室

3 出席委員（8 人）

会長	2 番	内藤 仁
会長職務代理者	4 番	山田久男
委員	1 番	遠藤文男
	3 番	安達義男
	5 番	森山一郎
	6 番	加藤修三
	7 番	佐藤敏夫
	8 番	南波博直

4 欠席委員

欠席者なし

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

第 4 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 5 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

第 6 議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 大矢 正人

係長 黒崎 陽介

7 会議の概要

事務局長 ただいまから第 17 回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。

議長 本日は全員出席です。総会は成立しておりますので、総会を進行いたします。

議 長 それでは、出雲崎町農業委員会会則第 13 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 それでは、7 番 佐藤委員、8 番 南波委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の黒崎係長を指名いたします。

議 長 3 番の諸般の報告をさせていただきます。

【出席した内容について口頭で報告】

- ・ 4 月 5 日 (火)
平成 28 年度 全国情報会議
会場：東京都文京区「椿山荘」
出席者：内藤会長

議 長 それでは、議事に入ります。報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について事務局より説明願います。

事務局 それでは、報告第 1 号について説明いたします。議案書 1 ページからご覧ください。報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について、2 件の報告がございます。

【議案書に基づいて番号 1 の申請内容を説明】

詳細については、借受人が高齢により離農するため、Y 氏が当該地を賃借する予定となっておりますが、借受人が、貸出人の亡くなられた父である S さんと、平成 2 年 4 月からの 3 条許可による賃貸借契約が継続しておりました。その契約のことを忘れており、このたびの合意解約に至りました。また、この後の議案第 3 号農地利用集積計画に上程されます。なお、借受人の 1 反程の自作地については、今後、中間管理機構を利用した賃借を予定しております。

【議案書に基づいて番号 2 の申請内容を説明】

詳細については、所有者の N 氏が K 氏へ利用権設定を行い、当該地での耕作が継続されておりましたが、このたび C 氏が、経営面積の拡大を考え、当該地を買受けて耕作することになった為、このたびの合意解約に至りました。

なお、この後の議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請に上程されます。説明は以上です。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議 長 続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明願います。

事 務 局 それでは、議案第1号について説明いたします。議案書2ページからご覧ください。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、2件の申請がございます。

【議案書に基づいて、番号1許可申請内容を説明】

詳細について、譲渡人所有の居宅が建つ宅地に隣接した、譲受人所有の農地がありましたが、一部が譲渡人により庭木が植栽され、長年に渡り、譲受人の所有する農地という事実を知らないまま宅地として使用しておりました。その事実が発覚した平成10年1月には、譲受人と相談し、当該地の分筆登記を行いました。農地転用等、その後の申請手続きを忘れており、現在に至っております。

平成27年度において、町道大門松本線の改良工事があり、譲渡人、譲受人の所有する田んぼが工事区間に隣接して為、境界地立会いを行った際に、忘れていた農地転用等の手続きを思い出し、平成28年3月には、譲渡人の所有する田んぼの分筆登記を行い、長年宅地として使用していた譲受人の農地と所有権の交換を行うため、今回の許可申請に至ったものであります。また、交換後の譲渡人が使用する農地については、冬の雪捨て場として宅地に転用する予定であるため、このたびの所有権移転交換と同時に、この後の議案第3号農地法第5条による始末書付の事後許可申請に挙げられます。

なお、譲受人の経営面積について、3反超える所有があり下限面積要件も満たしていることから許可相当に認められると思われます。説明は以上です。

議 長 ただいまの説明に関連して担当地区委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

8 番 4月15日に事務局と一緒に現地調査をした結果、先ほど事務局の説明したとおりとなりますが、譲受人が交換する田んぼは、以前から譲受人により米を耕作するものとして使用されておりました。将来的にも田んぼとして耕作され

るものと判断できた為、許可に関して特段異論はないと思われます。

議 長 ただいまの番号 1 の件につきまして事務局及び担当地区委員より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第 1 号の番号 1 について許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第 1 号の番号 1 について原案のとおり許可いたします。

議 長 引き続き、番号 2 について事務局より説明願います。

事 務 局 では番号 2 について説明をいたします。

【議案書に基づいて、番号 2 許可申請内容を説明】

先ほどの報告第 1 号の番号 2 の件でご説明させていただいたとおり、N 氏と K 氏が利用権設定の合意解約を行い、C 氏が経営面積の拡大を考えた末、N 氏の 2 筆の田畑が自宅から近く、耕作条件も良いことから当該農地を取得することにし、耕作を予定するものであります。

なお、C 氏の経営面積について、3 反を超える所有があり下限面積要件も満たしており許可相当に認められると思われます。説明は以上です。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第 1 号の番号 2 について許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第 1 号の番号 2 について原案のとおり許可いたします。

す。

議 長 続きまして議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明願います。

事 務 局 それでは、議案第2号について説明いたします。議案書5ページをご覧ください。議案第2号農地法第5条による許可申請について、4件の申請がございます。

【議案書に基づいて、番号1許可申請内容を説明】

先ほどの議案第1号の番号1の案件で説明しましたとおり、始末書付の事後転用許可申請であります。農用地区域外であり、第2種農地に該当し、上下水道管の埋設されている道路、おおむね500m以内に教育施設や医療機関があるなど要件を満たしていると考えられます。説明は以上です。

議 長 ただいまの説明に関連して担当地区委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

8 番 4月15日に事務局と一緒に現地調査をした結果、既に宅地として使用されている状況にあり、このたびは事後申請となりましたが、始末書等の内容から故意では無いと判断できるため特段異論はないと思われま。

議 長 ただいまの番号1の件につきまして事務局及び担当地区委員より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第2号の番号1について許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第2号の番号1について原案のとおり許可いたします。

議 長 引き続き、番号2について事務局より説明願います。

事 務 局 では番号2について説明をいたします。

【議案書に基づいて、番号２許可申請内容を説明】

詳細については、エコパーク稼働開始当初の地元貢献策で設置した、農業用のため池が平成１７年に崩壊し、現在その機能を失っている状態にあります。さらに、放流先の普通河川中田川の未改修区間の欠壊を防ぐため、改修工事区間である当該地の分筆登記を行い、所有権移転売買をし、工事完了後は出雲崎町に譲与する予定となっております。資金計画も内容を精査した結果、転用条件に合致しており、隣接する原野部分では未改修区間に接続する排水路工事が既に施行されております。なお、当該農地は農振農用地区域内ですが、公益法人が行う土地収用法による取引となるため、転用許可基準要件を満たしていると考えられます。説明は以上です。

議 長 ただいまの説明に関連して担当地区委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

４ 番 ４月１５日に事務局と一緒に現地調査をした結果、既に隣接する原野部では改修工事がかなり進行しておりました。

議 長 ただいまの番号２の件につきまして事務局及び担当地区委員より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第２号の番号２について許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第２号の番号２について原案のとおり許可いたします。

議 長 引き続き、番号３について事務局より説明願います。

事務局 では番号３について説明をいたします。

【議案書に基づいて、番号３許可申請内容を説明】

事務局 詳細については、エコパークいずもざき第３期最終処分場建設の大規模な工事であり、既設処分場等も稼働中であるため、敷地内では工事ヤードを確保することが困難なことから、隣接地の農地を工事ヤードとして一時転用するもの

であります。当該農地は、農振農用地区域内ではありますが、一時転用期間も3年間以内であることから転用許可基準の要件を満たしていると考えられます。

なお、環境対策について、雨水は中田川に排水するため、濁水処理施設を設置し、濾過水を放流します。説明は以上です。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

5 番 一時転用というのは農地では無くなるということでしょうか。

事務局 本件では永久転用ではありません。3年以内の工事が終了までの期間となります。

議 長 ただいまの説明に関連して担当地区委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

4 番 事務局からの説明のとおり一時転用が3年以内という計画でありますので問題ないと思われます。

6 番 図面の許可申請箇所が確認しづらいので補足説明をお願いします。

【図面により補足説明】

議 長 引き続き、番号4について事務局より説明願います。

事務局 では番号4について説明をいたします。

【議案書に基づいて、番号4許可申請内容を説明】

先ほどの番号3に隣接する土地であります。これにつきましても同じくエコパークいずもざき第3期最終処分場建設に係る工事ヤードへの一時転用であり、一時転用期間も3年間以内であることから転用許可基準の要件を満たしていると考えられます。説明は以上です。

議 長 ただいまの説明に関連して担当地区委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

4 番 事務局の説明したとおりです。

議 長 ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第2号の番号3及び番号4について、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第2号の番号3及び番号4について原案のとおり許可いたします。

議 長 続きまして、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より説明願います。

事 務 局 議案第3号について説明いたします。議案書の10ページをご覧ください。議案第3号農地利用集積計画について、2件の利用権設定申出がありました。

【議案書にもとづいて農用地利用集積計画を説明】

計画内容について番号1、2共に、農業経営基盤強化促進法第18条の3項の各要件を満たしていると考えられます。説明は以上です。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

1 番 出し手の農地面積が728.00㎡と記載されております。このたび4,110.00㎡を再設定し、出し手の残った農地面積が728.00㎡ということにとらえればよろしいでしょうか。

事 務 局 そのとおりです。

6 番 確認ですが、番号1は新規設定で、番号2は再設定でよろしいでしょうか。

事 務 局 そのとおりです。

5 番 番号2の再設定については、前回も2年間の再設定だったのでしょうか。

事 務 局 はい。前回も2年間の再設定でありました。受け手の方が兼業であり、また、耕作の手伝いをする家族が高齢で、先の状況が見えないことから長い期間での設定が難しく、双方で話し合った結果、2年間の再設定となりました。

議 長 ほかに何かご質問はありますか。よろしいでしょうか。

議 長 では、原案のとおり議案第3号について決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員から挙手していただきしたので、議案第3号は原案のとおり決定いたします。

議 長 以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしました。
この際、その他の件について、委員からご発言あれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして出雲崎町農業委員会第17回総会を閉会いたします。

出雲崎町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名します。

平成28年5月23日

議 長 ⑩

議事録署名委員
7 番 ⑩

議事録署名委員
8 番 ⑩